

平成28年度

南魚沼市における人事行政の運営等の状況

平成29年10月

南魚沼市総務課

平成28年度 南魚沼市における人事行政の運営等の状況 目次

1 職員の任免及び職員数の状況	1
(1) 採用日別職種別採用者数	1
(2) 職種別事由別退職者数	2
(3) 各年の一般職員数	3
(4) 一般職員数の状況	3
2 職員の人事評価の状況	5
(1) 人事考課制度について	5
(2) 人事考課制度の概要	5
3 職員の給与の状況	6
(1) 人件費の状況	6
(2) ラスパイレス指数の状況	6
(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	6
(4) 一般行政職の級別職員数の状況	9
(5) 昇給期間短縮等の状況	9
(6) 職員手当の状況	9
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	12
(1) 勤務時間、休憩時間の状況	12
(2) 休暇の取得状況	12
(3) 休暇の種類	12
5 職員の休業の状況	14
(1) 育児休業及び部分休業の取得状況	14
(2) 介護休暇の取得状況	14
6 職員の分限及び懲戒処分の状況	14
(1) 分限処分の状況	14
(2) 懲戒処分の状況	15

7 職員の服務の状況	15
8 職員の退職管理の状況	15
9 職員の研修の状況	16
(1) 職員の研修の状況	16
10 職員の福祉及び利益の保護状況	19
(1) 共済組合の給付事業の概要	19
(2) 南魚沼市職員組合共済事業	19
(3) 安全衛生管理	20
(4) 職員の健康管理	20
(5) 利益の保護の状況	20
11 公平委員会の業務の状況	20

南魚沼市における人事行政の運営等の状況

地方公務員法により、地方公共団体の職員の任用、給与、服務や勤務条件等の人事行政の前年度の運営状況について、その公平性と透明性を高めるために公表することが義務付けられています。

南魚沼市においても「南魚沼市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、平成28年度の状況を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 採用日別職種別採用者数

① 平成28年4月1日採用 合計57人

競争試験による新規採用	計	46人
事務職員		26人
保育士		10人
消防職員		3人
保健師		3人
看護師		1人
医療技師		3人
再任用による採用 ※	計	11人
事務職員		5人
保育士		2人
看護師		3人
医療技師		1人

※「再任用による採用」は、定年退職した職員の知識・経験を活用するために期間を定めて再度採用するものです。

② 平成28年4月2日～平成29年3月31日採用 合計6人

職種	人数	採用方法
医療技師	3人	競争試験
看護師	3人	競争試験

③ 平成29年4月1日採用 合計58人

競争試験による新規採用	計 42人
事務職員	8人
保育士	10人
消防職員	5人
社会福祉士	2人
管理栄養士	2人
医師	1人
看護師	11人
医療技師	3人
派遣による採用等 ※	計 3人
指導主事(県より)	3人
再任用による採用 ※	計 13人
事務職員	4人
保育士	2人
栄養士	1人
看護師	5人
医療技師	1人

※「派遣による採用等」は、県からの指導主事の割愛採用によるものです。

※「再任用による採用」は、定年退職した職員の知識・経験を活用するために期間を定めて再度採用するものです。

(2) 職種別事由別退職者数

平成28年度退職者等 合計59人 (単位：人)

区分	事務職	保育士	技能職	消防職	医師	保健師	看護職	医療技師	合計
定年退職	6	8	5	3	1		2	3	28
勸奨退職	1		1			1	1	1	5
普通退職	1	1	1		2		4		9
死亡退職	1								1
期間満了	5	2					3	1	11
派遣	5								5
合計	31	11	1	4	2	0	7	3	59

※「期間満了」は、再任用職員及び任期付職員の期間満了による減員です。

※「派遣」は、魚沼地域特別養護老人ホーム組合(八色園)への相互派遣及び県から派遣の指導主事の割愛退職による減員です。

(3) 各年の一般職員数（県からの派遣職員及び任期付短時間勤務職員除く）

平成28年4月1日	949人（男523人、女426人）
平成29年4月1日	954人（男521人、女433人）
	5人の増

(4) 一般職員数の状況（県からの派遣職員及び任期付短時間勤務職員除く）

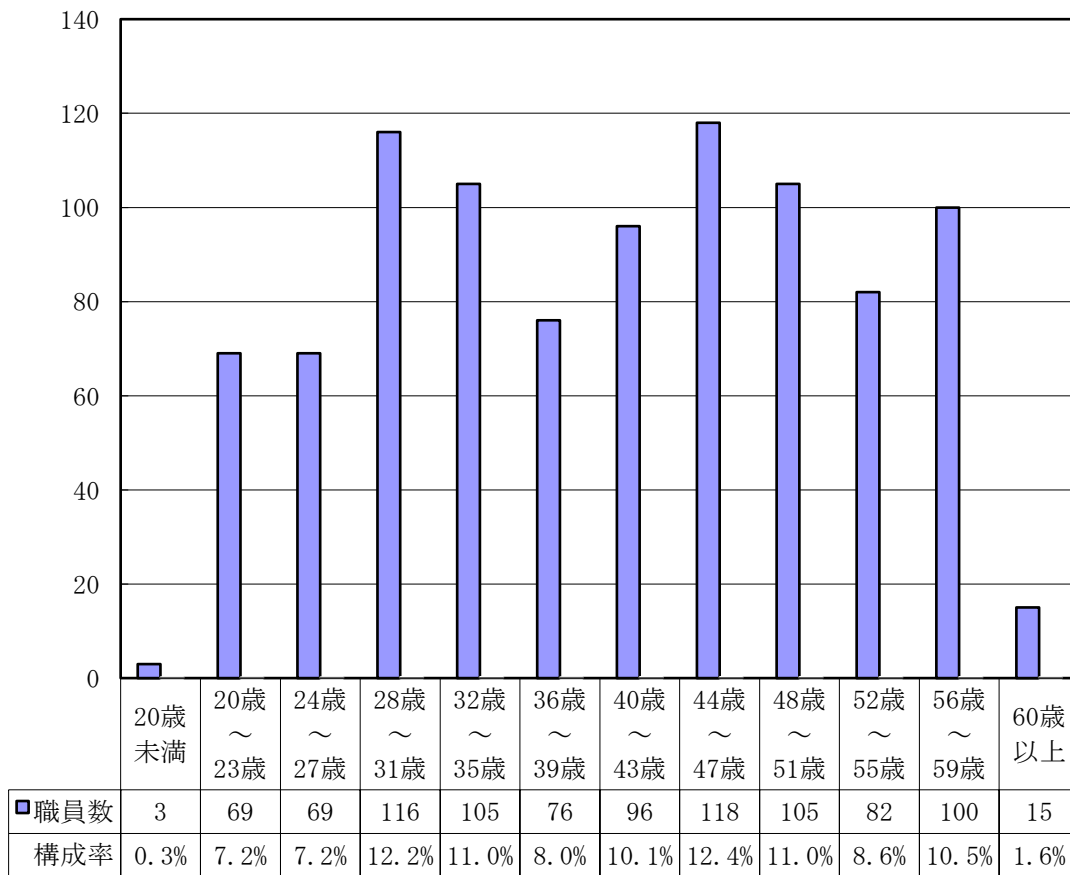
① 一般職員数の推移（各年度4月1日）（単位：人）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員数	944	939	949	954

② 部門別職員数の状況（各年度4月1日現在）（単位：人）

区 分	一般職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成28年度	平成29年度			
一般行政部門	議 会	4	4	0	<ul style="list-style-type: none"> ・業務増加による増 ・収税業務縮小による減 ・廃棄物処理業務縮小による減 ・家畜診療所医師退職による減 ・公営住宅係新設による増
	総 務	93	97	4	
	税 務	26	25	-1	
	民 生	189	189	0	
	衛 生	49	47	-2	
	労 働	2	2	0	
	農 林 水 産	27	26	-1	
	商 工 土 木	13	13	0	
小 計	435	436	1		
特別行政部門	教 育	86	77	-9	<ul style="list-style-type: none"> ・給食業務委託による減 ・育休職員対応による増
	消 防	105	107	2	
	小 計	191	184	-7	
公営企業等会計部門	病 院	251	264	13	<ul style="list-style-type: none"> ・市民病院業務改善による増 ・下水道面整備終了による減
	水 道	13	13	0	
	下 水 道	14	12	-2	
	そ の 他	45	45	0	
	小 計	323	334	11	
合 計	949	954	5		

③ 年齢別職員数構成の状況（平成29年4月1日現在）



(注) 職員数は一般職に属する職員数です。ただし、県からの派遣職員及び任期付短時間勤務職員は除いています。

(注) 区分毎の構成率については小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。

2 職員の人事評価の状況

(1) 人事考課制度について

南魚沼市では、職員の勤務成績を公正、的確かつ継続的に評価し、その結果を職員の能力開発及び指導育成に役立て、任用及び給与等の処遇に反映させることによって、公正な人事管理を行うことを目的として人事考課制度を実施しています。人事考課の結果は人材育成、昇給、勤勉手当、配置管理等に活用しており、制度の見直しも適宜行っています。

(2) 人事考課制度の概要

① 評価方法の概要

評価基準に基づき、一定期間内に発揮された職務遂行能力を評価する「能力評価」と、目標管理の方法を用いて、一定期間内の業績を評価する「業績評価」との2本立ての評価を実施しています。

② 評価期間

能力評価：平成28年1月1日～平成28年12月31日

業績評価：平成28年3月1日～平成29年2月28日

③ 対象者

種別	対象人数(能力評価)	対象人数(業績評価)
一般事務・福祉職	473人	470人
技能労務職	72人	72人
消防職	104人	104人
医療技術職	75人	75人
看護・保健職	149人	150人
合計	873人	871人

(休職中、育休中等の職員は対象外)

④ 評価結果 (評価は5が最高)

ア. 能力評価

評価	5	4	3	2	1	合計
人数	10人	65人	777人	20人	1人	873人
割合	1.2%	7.4%	89.0%	2.3%	0.1%	100%

イ. 業績評価

評価	5	4	3	2	1	合計
人数	7人	136人	706人	22人	0人	871人
割合	0.8%	15.6%	81.1%	2.5%	0%	100%

(注) 医師、歯科医師、獣医師、指導主事については別の評価制度によります。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成28年度 普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成27年度 人件費率
人 58,303	千円 32,838,633	千円 919,600	千円 4,660,073	% 14.2	% 13.3

※ 普通会計とは、一般会計と特別会計のうち公営企業会計等以外の特別会計を合算したものの。自治体の財政状況を比較するために設けた統計用の基準となるもの。

※ 人件費には、給料、職員手当、退職手当負担金および共済費ならびに特別職に支給される給料、報酬費等が含まれますが、児童手当は含まれません。

(2) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

	南魚沼市	県内市平均	類似団体平均	全国市平均
平成27年	93.1	94.8	97.9	98.7
平成28年	93.3	95.4	98.1	99.1

※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況（平成28年4月1日現在）

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

【表中の内容について】

※1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における基本給の平均です。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※3 「平均給与月額（国ベース）」とは、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を除いたもの）で再計算したものです。

ア 一般行政職（事務職）

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	41.6歳	295,876円	345,234円	316,204円
新潟県	43.3歳	333,077円	409,695円	365,012円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.5歳	320,058円	386,078円	350,303円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	50.4 歳	307,436 円	338,580 円	326,339 円
うち学校給食員	50.1 歳	308,200 円	326,918 円	326,391 円
うち学校校務員	51.0 歳	308,211 円	331,497 円	330,059 円
うち自動車運転員	50.5 歳	314,500 円	395,474 円	340,019 円
新潟県	52.6 歳	351,479 円	392,652 円	376,261 円
国	50.4 歳	287,447 円	—	329,358 円
類似団体	50.6 歳	314,663 円	344,997 円	331,800 円

ウ 福祉職（保育士）

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	38.5 歳	270,868 円	292,109 円	280,396 円
国	42.4 歳	330,211 円	—	379,832 円
類似団体	41.6 歳	299,537 円	333,329 円	315,677 円

エ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	40.6 歳	307,016 円	337,951 円	318,395 円
国	46.9 歳	314,264 円	—	346,820 円
類似団体	41.3 歳	305,169 円	361,651 円	321,935 円

オ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額 ※1	平均給与月額 ※2	平均給与月額 (国ベース) ※3
南魚沼市	35.7 歳	282,663 円	345,242 円	307,572 円
類似団体	37.8 歳	292,591 円	365,480 円	321,748 円

② 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		南魚沼市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	183,300円	176,700円
	高校卒	144,600円	149,000円	144,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	146,700円	—
	中学卒	134,000円	134,000円	—
福祉職	短大卒	157,300円	—	—
保健職	大学卒	203,500円	—	—
看護職	大学卒	212,100円	—	—
	短大3卒	206,300円	—	—
消防職	大学卒	205,200円	—	—
	高校卒	163,800円	—	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	236,491円	318,100円	345,800円	377,013円
	高校卒	197,300円	301,320円	330,350円	356,300円
技能労務職	高校卒	—	268,160円	290,125円	310,450円
福祉職	大学卒	241,000円	—	—	—
	短大卒	219,200円	303,833円	345,640円	369,425円
看護・保健職	大学卒	271,433円	—	363,867円	387,867円
	短大卒	—	—	—	—
消防職	大学卒	261,033円	333,367円	—	—
	高校卒	234,533円	327,680円	353,900円	386,300円

- ※ 1 該当する職員が少数の場合は、近時の年齢階層の職員の平均値で記載してあります。
 2 近時の年齢階層を含めても少数の場合または該当する職員がいない場合は「—」で表示してあります。

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師の職務	51人	16.7%	140,100円	246,100円
2級	主事・技師の職務	50人	16.4%	190,200円	303,000円
3級	主任の職務	96人	31.5%	226,400円	348,800円
4級	係長・主幹・副参事の職務	73人	23.9%	259,900円	379,800円
5級	次長・課長・参事の職務	28人	9.2%	286,200円	391,800円
6級	部長・次長・課長の職務	7人	2.3%	317,000円	409,000円

- ※ 1 南魚沼市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(5) 昇給期間短縮等の状況

成績昇給は実施していません。

(6) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成28年度）

南魚沼市（一般行政職）	国
1人あたり平均支給額（平成28年度） 1,356千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級等による加算措置

② 退職手当（平成28年度）

南魚沼市（一般職員）			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他加算措置 (退職時特別昇給 （退職時特別昇給 無 ）	定年前早期退職特例措置		その他加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率3~45%)	
1人あたり平均支給額	4,578千円	20,063千円			

③ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在 普通会計決算）

支給実績(平成28年度決算)			2,157千円
支給職員1人あたり平均支給年額(平成28年度決算)			27,654円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)			12.5%
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
防疫等作業手当	各課関係職員	感染症防疫作業・行旅病人及び精神障害者の救護に従事した場合	日額又は一回あたり500円
死体処理等手当	医師以外の福祉保健関係職員	死体処理又は解剖補助の作業に従事した場合	1件当たり 1,100~3,000円
消防特殊業務手当	消防職員	特に危険等を伴う消防特殊業務に従事した場合	1件当たり 200~500円
夜間看護手当	看護又は生活介助の業務に従事する職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる当該業務に従事した場合	1回あたり (深夜)6,200円 (準夜)2,000~3,300円
救急業務手当	医師を除く診療所職員	救急業務に従事するために宿日直勤務を割り振られた場合等	1回あたり 1,700~3,000円
時間外等特殊勤務手当	診療所医師	医師が正規の勤務時間以外の時間に各医療業務等に従事した場合等	1回あたり 5,000~25,000円

④ 時間外勤務手当（各年度 普通会計決算）

支給実績（平成28年度決算）	196,543千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	341千円
支給実績（平成27年度決算）	180,305千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	312千円

※ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

⑤ その他の手当（平成28年4月1日現在 普通会計決算）

手当名	内容及び 支給単価	国の 制度 との 異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人 当たり平均年額 (平成28年度決算)
扶養手当	被扶養者 6,500～13,000円	同		60,659千円	226,340円
住居手当	借間 ～27,000円	同		27,251千円	293,022円
通勤手当	2km以上 3,000～24,500円	異	区分細分化	43,888千円	86,224円
管理職手当	管理職員 20,000～35,000円	異	定額支給	16,980千円	346,531円
寒冷地手当	11～3月支給 7,360～17,800円	同		38,087千円	63,479円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間、休憩時間の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	勤 務 時 間		休 憩 時 間
	始業時刻	終業時刻	
一般行政職	8時30分	17時15分	12時00分～13時00分

(2) 休暇の取得状況（各年1月1日から12月31日までの取得状況）

区 分	1人当たり平均取得日数	
	平成27年	平成28年
年次有給休暇	11.6日	11.8日

※ 非現業の一般職員で市長部局に勤務する職員のうち、交替制勤務者、暦年途中の採用及び退職者並びに育児休業者を除く。

(3) 休暇の種類（平成28年4月1日現在）

種 類			取 得 可 能 期 間 等
年次有給休暇			1暦年に20日付与(4月採用者は15日) 翌年に20日を限度に繰越し、1日又は1時間単位で取得可能
特 別 休 暇	母 性 保 護	産前・産後	産前8週間 産後8週間
		生理	1回について2日以内で必要とする期間
		育児時間(授乳等)	1日2回各30分以内
		妊産婦への保健指導又は健康診査	その都度必要とする時間(回数は妊娠週等により異なる。)
		妊婦の通勤緩和	1日につき1時間を超えない範囲で必要とする時間
	慶 弔	忌引	死亡した者との関係で異なる
		父母の追悼	1日の範囲内(父母の死後15年まで)
		結婚	連続する5日以内で必要とする期間
	看 護 等	子の看護	5日以内(子が小学校就学の始期に達するまで)
		配偶者の出産	その都度2日以内で必要とする期間(入院時から出産後2週間経過までの間)
	災 害	伝染病、自然災害による交通遮断、住宅破壊等	その都度必要とする期間
	公 権 公 務	選挙権の行使	その都度必要と認められる期間
		証人等として出頭	その都度必要と認められる期間

特 別 休 暇	そ の 他	夏季	3日間(7月から9月の間で取得)
		骨髄ドナー	その都度必要とする期間
		ボランティア	1年につき5日の範囲で必要とする期間
療 養 休 暇		公務上の負傷、疾病	任命権者が必要と認める期間
		結核性疾患	1年間の範囲内
		その他の負傷、疾病	3月の範囲内
介 護 休 暇		配偶者、父母、子等の介護	連続する2週間以上6月以内の範囲内 (当該期間内は無給)
組 合 休 暇		登録された職員団体の活動	1暦年につき30日以内(無給)
育 児 休 業 部 分 休 業		育児休業	子の3歳の誕生日の前日まで (男性も取得可能)
		部分休業	1日2時間を超えない範囲 (男性も取得可能)

5 職員の休業の状況

(1) 育児休業及び部分休業の取得状況（平成28年度）

区分	平成27年度以前から継続取得			平成28年度新規取得		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
育児休業	13人	0人	13人	21人	0人	21人
部分休業	2人	0人	2人	3人	0人	3人

(2) 介護休暇の取得状況（平成28年度）

区分	平成27年度以前から継続取得			平成28年度新規取得		
	合計	男性	女性	合計	男性	女性
介護休暇	0人	0人	0人	0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況（平成28年度）

(1) 分限処分の状況

①分限処分者数及び処分事由

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障による場合	0人	0人	10人	0人	10人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人	0人
職制、定数の改廃、予算の減少等により廃職、過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人	0人

※ 分限処分とは、勤務実績が良くない場合や心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合に、公務能率の維持を目的として行われる職員の意に反する処分。

②休職者の状況

区分	平成27年度以前からの休職者	平成28年度新規の休職者	合計
心身の故障	3人	7人	10人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況

①懲戒処分の件数及び処分事由

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計	理由
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人	
職務上の義務違反 または職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人	
全体の奉仕者たるにふさわ しくない非行のあった場合	1人	3人	0人	0人	3人	公務外非行 1名 交通法規違反 3名
合計	1人	3人	0人	0人	4人	

※ 懲戒処分とは、法令違反、義務違反等に対して、規律、秩序の維持を目的として科す職員に意に反する処分。

7 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などのサービス上の制約が課されています。

◎ サービス規律順守のための取組の状況（平成28年度）

「選挙におけるサービス規律の確保」に関する通知	2回
「綱紀粛正について」に関する通知	1回
「年末年始における綱紀粛正」に関する通知	1回

8 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日施行の改正地方公務員法において、公務の公平性を確保するため、退職管理の適正化に関する規定が定められました。

退職後に再就職した元職員が、再就職先に関する契約・処分等に関して、退職後2年間、現役職員に対して、職務上の行為をする（しない）ように要求または依頼すること（＝働きかけ）を禁止しました。

9 職員の研修の状況

(1) 職員の研修の状況（平成28年度実績）

研 修 名 等		件数等	延べ受 講者数
自 己 啓 発 研 修	自己研修制度	7	9
各 課 研 修	国機関主催研修等	27	57
	県機関主催研修等	197	418
	その他公共団体等主催の研修等	562	3535
職 場 内 研 修	人事担当課主催 詳細は「下表①」	15	471
人 事 担 当 課 主 催	人事考課評価者研修	2	32
	人事考課説明会	3	52
	電話応対ビジネスマナー研修	1	28
	テレコミュニケーション研修	2	22
	応対マナー向上研修	1	17
	メンタルヘルス研修	1	39
	健康づくり教室	2	40
新潟県自治研修所主催	詳細は「下表②」	32	79
新潟県市町村総合事務組合主催	詳細は「下表③」	28	108
市町村アカデミー研修	詳細は「下表④」	2	2

① 職場内研修

研 修 名		1 回 当 た り 日 数	延べ回数	受講者数
部 門 別	教育部研修	1	1	34
	会計事務基礎研修	1	1	52
	新任管理職等研修	1	1	39
	企業部研修	1	1	22
	建設部研修	1	1	58
	総務部研修	1	1	45
	産業振興部研修	1	1	19
	市民生活部研修	1	1	53
	RESAS 研修	1	1	25
	消防本部研修	1	1	10
	福祉保健部研修	1	1	28
	障がい特性理解研修	1	1	45
	憲法学集会	1	1	39
	農林課実地研修	1	2	2

② 新潟県自治研修所主催の研修

(単位：日、回、人)

研 修 名		1 回 当 たり 日 数	延 べ 回 数	受 講 者 数
階 層 別	主任・主査研修	3	1	2
	係長研修	2	6	26
	課長級研修	2	4	19
専 門 別	民法（総則）	2	1	1
	民法（物権法）	2	1	2
	民法（債権法）	2	1	1
	民法（家族法）	2	1	1
	法制執務研修	3	2	4
	地方財政研修	3	1	1
	ロジカルシンキング研修	2	1	2
	プレゼンテーション研修(伝え方強化)	1	1	3
	プレゼンテーション研修(効果的な資料作成)	1	2	2
	インストラクションスキル向上研修	2	1	1
	マニュアルの作り方研修	1	2	3
	タイムマネジメント研修	1	1	1
	事務ミス防止の工夫研修	1	1	1
	コーチング研修	2	1	3
	職場 OJT 活性化研修	1	1	1
	ユニバーサルマナー研修	1	1	2
良い職場を作るコミュニケーション研修	1	1	1	
レジリエンスを高める研修	1	1	2	

③ 新潟県市町村総合事務組合主催の研修

(単位：日、回、人)

研 修 名		1 回あたり 日 数	延べ回数	受講者数
階 層 別	新採用職員研修	4	2	39
	一般職員研修第 1 部	3	2	16
	一般職員研修第 2 部	3	2	3
	技能労務職員研修	2	1	3
専 門 別	税務事務基礎研修	3	1	6
	固定資産税事務基礎研修(1 コース)	2	1	1
	固定資産税事務基礎研修(2 コース)	2	1	1
	固定資産税事務基礎研修(3 コース)	2	1	1
	市町村民税事務基礎研修(1 コース)	2	1	2
	市町村民税事務基礎研修(2 コース)	2	1	2
	徴収事務研修	2	1	4
	財務事務新任研修	3	1	1
	契約事務新任研修	2	1	7
	出納事務・決算事務基礎研修	2	1	1
	給与事務基礎研修	2	1	2
	訴訟事務基礎研修	2	1	1
	情報公開・個人情報保護制度研修	2	1	3
	マイナンバー制度基礎研修	1	1	1
	人事評価者基礎研修	1	1	1
	評価者の面談力向上研修	1	1	1
	説明力向上研修	1	1	3
	クレーム対応力向上研修	2	1	1
	保育士・幼稚園教諭のためのコミュニケーション力向上研修	1	1	5
	業務改善研修	1	1	1
女性職員のキャリアアップ研修	1	1	2	

④ 市町村アカデミー研修

研 修 名		1 回あたり 日 数	延べ回数	受講者数
専 門 別	市町村長特別セミナー	2	1	1
	法令実務能力の向上A	5	1	1

10 職員の福祉及び利益の保護状況

(1) 共済組合の給付事業の概要（平成28年度）

南魚沼市の常勤職員は、新潟県市町村共済組合に加入して短期給付（医療給付等）や長期給付（年金等）等を受けることができます。

ア 短期給付事業

法定給付	保健給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付（療養の給付、出産費など）
	休業給付	休業した場合に支払われる給付（出産手当金、育児休業手当金など）
	災害給付	災害時に支払われる給付（慶弔金、災害見舞金など）
附加給付	法定給付以外の給付（出産費附加金など）	

イ 長期給付事業

退職給付	厚生年金	原則として、組合員期間などが25年以上かつ60歳以上であるとき支給
障害給付	障害厚生年金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態となったとき支給
	障害手当金	在職中に初診日から5年を経過する日までの間に症状が固定した時点で、障害厚生年金が支給されない程度の一定の障害状態にあるとき支給。
遺族給付	障害手当金	在職中又は退職後に死亡したとき支給

(2) 南魚沼市職員組合共済事業（平成28年度）

ア 事業主負担金（平成28年度決算）

決算額	組合員1人当たり負担額
1,440,000円	1,500円

イ 福利厚生事業（事業主負担金及び組合員掛金で運営）

民謡流し等地域事業への参加、同好会助成等

ウ 給付事業（組合員掛金のみで運営）

結婚祝金、出産祝金、慶弔金、見舞金等

(3) 安全衛生管理（平成28年度）

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法及び南魚沼市職員安全衛生管理規程に基づき、総括管理者、産業医、衛生管理者等の選任や衛生委員会の設置などを行なっています。

(4) 職員の健康管理（平成28年度）

職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、毎年定期健康診断を実施しているほか、人間ドックの助成を行なっています。

また平成28年度からは、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施し、メンタル不調の未然防止に向けた取り組みを行っています。

(5) 利益の保護の状況

職員の利益は、勤務条件に対する措置要求制度及び不利益処分に対する不服申立て制度によって保護されています。

勤務条件に対する措置要求制度は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して地方公共団体の当局が適切な措置を講じるよう要求する制度であり、不利益処分に対する不服申立て制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことを認める制度です。業務状況は下記11のとおりです。

11 公平委員会の業務の状況

当市は、地方自治法第180条の5及び地方公務員法第7条第3項の規定より設置しなければならない公平委員会について、地方自治法第252条の7の規定に基づき新潟県市町村総合事務組合において共同設置し、その事務処理をしています。

◎ 新潟県市町村総合事務組合公平委員会の報告（平成28年度）

ア 勤務条件に関する措置の要求の件数	0件
イ 不利益処分に関する不服申立ての件数	0件